

令和５年度 支援制度一覧

市 町 名	坂井市
担当部署名	総合政策部移住定住推進課
電 話 番 号	0776-50-3034

区分	制度名		金額	内容	大学等新卒者	所管課
仕事	■	お試し移住支援事業	【宿泊費】 補助対象経費の1/2以内とし、１人につき１泊当たり2,500円、かつ、本市滞在期間内の3泊分を限度とし、同行者は１人分までとする。ただし、市長が別に定める地域課題の解決に取り組む活動を行う者においては補助対象経費の10/10以内とし、１泊当たり5,000円、かつ、本市滞在期間内の90泊分を限度とする。 【交通費】 地域課題の解決に取り組む活動に取り組む者限定とし、本市から居住地までの往復交通費の1/2以内、１月あたり１回（１往復）、かつ１名分までとする。	市内の宿泊施設に１泊以上宿泊し、本市に滞在する者で、次のいずれかに該当する活動を行う者に対し、宿泊費等を助成する。 ア 市内で住居又は仕事を探す活動 イ 市内で市長が別に定める地域課題の解決に取り組む活動	○	移住定住推進課
仕事	■	移住支援金（東京圏型）	単身者：基本額60万円 ２人以上の世帯：基本額100万円 （加）18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円	東京圏に５年以上在住または通勤していた者が、指定された就職マッチングサイトを通して就職等し、市内に移住した場合、移住に係る費用を支援する。	○	移住定住推進課
仕事	■	移住支援金（全国型）	単身者：基本額10万円 ・市内就業：＋5万円 ・18歳以上40歳未満の女性：＋5万円 ・引越し費用加算：＋10万円（一律） 世 帯：基本額15万円 ・市内就業：＋10万円 ・若年夫婦世帯：＋10万円 子育て世帯： ・子1人につき：＋20万円（上限100万） ・引越し費用加算：＋15万円（一律）	県外に3年以上在住していた18歳以上50歳未満の者等が、正規雇用により就職等し、市内に移住した場合、移住に係る費用を支援する。		移住定住推進課
仕事	■	坂井市定住促進奨学金返還支援事業	6年分（20万円/年 上限。ただし、1年目と最終年度は10万円/年 上限。） ただし、看護師等・保育士の場合は9年分を対象とする。	30歳未満で新たに就職し、坂井市で定住する者に対し、返済計画に基づく通常の奨学金返還を支援。	○	移住定住推進課
仕事	■	坂井市UIJターン就職者等奨励金	1人１0万円 （同一世帯上限20万円）	県外に1年以上居住し、市内の中小企業に就職もしくは市内で新規創業し（個人事業主を除く）、6ヶ月以上経過した18歳以上50歳未満の方で、5年以上定住する意思があるなど、所定の条件を満たした場合、１人10万円を交付。扶養親族とともに転入した場合は、20万円を限度に加算。	○	移住定住推進課
仕事	□	起業（創業）支援	融資限度額 1,500万円 （運転資金・設備資金）	起業を行う市内中小企業者等に対し、低利融資制度を設けるとともに、融資実行の際の保証料率0.6%相当分を補給	○	商工労政課
仕事	■	新規就農者定住促進等事業	【準備型】 5万円/月 （国・県と重複する場合は上記金額の1/2） 【経営開始型】 1年目：10万円/月 2年目：10万円/月 3年目：5万円/月 （国・県と重複する場合は上記金額の1/5） 【空き家活用】 5万円以内/月（月額家賃から県事業助成金額を控除した額を上限とする）	市外から転入した新規就農者（就農見込者含む）に対し、就農支援金（就農準備型：最大月5万円（最長2年）、経営開始型：最大300万円（3年間の合計））や空き家活用支援金（月額最大50,000円・最長5年）を交付		農業振興課
住まい	□	空き家情報バンク		市内の空き家情報を募集し、登録された物件についてWeb上で公開し、空き家の活用希望者へ紹介を行う。		移住定住推進課 空家対策室
住まい	□	多世帯同居のリフォーム支援事業	上限90万円	新たに市内在住の直系親族と同居するためのリフォーム費用を90万円を上限に補助		移住定住推進課 空家対策室
住まい	□	多世帯近居の中古住宅取得支援事業	上限45万円	新たに市内在住の直系親族と近居するための中古住宅取得費用を45万円を上限に補助		移住定住推進課 空家対策室
住まい	■	空家活用定住支援事業	月2万円	市外に住所を有している者が、空き家情報バンクに登録されている物件を賃借した場合、家賃の1/2以内で20,000円/月を限度に、居住実績が1年以上の場合に1年分まとめて補助		移住定住推進課 空家対策室
住まい	□	空家取得支援事業	上限100万円（安心R住宅の場合は加算があり、2倍）	坂井市空き家情報バンクに登録されている物件を居住するために購入した費用を100万円を上限に補助。 （居住誘導区域外の場合は30万円を上限とする。） （安心R住宅の場合は2倍）		移住定住推進課 空家対策室
住まい	□	空家改修支援事業	上限100万円	《購入・賃借者用》 坂井市空き家情報バンクに登録されている物件を購入又は賃借し、改修を行う居住者のリフォーム費用を100万円を上限に補助。 （居住誘導区域内での同居仕様による加算30万円あり） 《所有者用》 ・坂井市空き家情報バンクに賃貸として登録されている物件の改修を行う所有者等のリフォーム費用を60万円を上限に補助。 （上記の2つは物件の所在地が居住誘導区域外の場合は30万円を上限とする。）		移住定住推進課 空家対策室

※ □ … UIターン者を含む住民が対象 ■ … UIターン者のみが対象

令和５年度 支援制度一覧

市 町 名	坂井市
担当部署名	総合政策部移住定住推進課
電 話 番 号	0776・50・3034

区分	制度名		金額	内容	大学等新卒者	所管課
住まい	□	旧耐震住宅建替え支援事業	上限３０万円	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅を除却し、当該敷地内に自ら居住するための住宅建築費用を30万円を上限に補助。		移住定住推進課 空家対策室
住まい	□	新婚世帯住宅応援事業	住宅購入の場合 最大２５０万円補助 家賃補助の場合 最大６０万円補助 リフォーム費用の場合 最大１５０万円補助	市内で新婚生活をスタートする新婚世帯に対し、住宅費用の一部を補助。 対象世帯（以下のすべてに該当）※他、詳細要件あり ・補助を受ける市内の住宅に、住民票の登録ある夫婦 ・令和5年４月１日以降に婚姻届けを提出した夫婦 ・婚姻日における両方の年齢が39歳以下の夫婦 ・福井県主催の「共家事講座」を受講している夫婦		結婚応援課
結婚	□	結婚応援企画プロジェクト事業		若者の結婚や夢を応援するアイデアコンテストを開催し、採用されたアイデアを事業化する。		結婚応援課
妊活	□	坂井市不妊治療費助成金	1.特定不妊治療 １）保険適用の治療 1回の治療につき2万円(保険適用回数まで) ２）保険適用外の治療 1回の治療につき6万円（年度内3回まで） ３）妻の年齢が43歳以上 1回の治療につき10万円（年度内3回まで） 2.不妊検査・一般不妊治療 助成対象費用にかかる自己負担額の1/2（３万5千円限度）を1回限り	特定不妊治療、不妊検査・一般不妊治療にかかる費用の一部を助成		健康増進課
子育て	□	坂井市流行性耳下腺炎予防接種費助成金	上限2,000円 1人につき1回	市内に住所を有する1歳から小学校就学前の児童の流行性耳下腺炎予防接種費用を1人当たり2,000円を上限に助成。1人につき1回。		健康増進課
子育て	□	坂井市こどもインフルエンザ予防接種費助成金	上限2,000円 1人につき1回	市内に住所を有する1歳から小学校就学前の児童のインフルエンザ予防接種費用を1人当たり2,000円を上限に助成。1人につき1年度当たり1回。		健康増進課
子育て	□	坂井市風しん予防接種費助成金	麻しん風しん混合ワクチン接種5,000円 風しんワクチン接種3,000円	市内に住所を有し、風しん抗体検査で陰性と判定された者のうち、妊娠を予定又は希望している女性、また、風しん抗体価が低いと判定された妊婦と同居している方のうち、風しん抗体価が低い方に風しん予防接種費用を助成。麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は5,000円、風しんワクチンを接種した場合は3,000円。		健康増進課
子育て	□	パパママレッスン（両親学級）		安心して妊娠、出産、子育てができるように助産師、保健師、栄養士、男性講師等から話を聞き、父親の育児参加や妊婦同士の仲間づくりを支援する教室		健康増進課
子育て	□	子育て世代包括支援センター		妊娠期から出産・子育て期までの総合相談窓口		健康増進課／ 子ども福祉課
子育て	□	母子手帳アプリ「すくすく坂井っ子」		妊娠中の記録や子供の成長記録、予防接種のスケジュール管理、育児情報など、妊娠・出産・子育てに役立つスマートフォンアプリ。アプリ登録後、希望者への地域行政ポイント付与サービス。		健康増進課／ 子ども福祉課
子育て	□	妊産婦健康診査費助成		妊婦健診14回分（多胎の場合は19回分）と産後１か月健診の費用を助成		健康増進課
子育て	□	新生児聴覚検査費助成		出産後に医療機関で実施する新生児聴覚検査費用を助成		健康増進課
子育て	□	乳児健康診査費助成		1か月児健診、4か月児健診、9～10か月児健診の費用を助成		健康増進課
子育て	□	産後ケア事業		出産後、サポートが必要な母子に対して安心して子育てができるように助産師等による育児相談や授乳のケア等を実施（宿泊型・通所型・訪問型）		健康増進課
子育て	□	坂井市多子世帯子育てすくすく支援事業	第２子：３万円 第３子：５万円	市内に住所を有する小学校就学前の第2子以降の子どもを対象に、第2子には30,000円、第3子以降には50,000円分の「坂井市多子世帯子育てすくすく支援商品券」を保護者に支給		子ども福祉課
子育て	□	子ども医療費助成制度		市内に住所を有する高校3年生までの子どもの医療費を、窓口で支払うことなく受診できる窓口無料化を実施。		子ども福祉課
子育て	□	病児保育および病後児保育		市内に住所を有する病気治療中や病気回復期にある0歳児(8週から)から小学校6年生までの子どもを対象に、市内および福井市、あわら市、勝山市、鯖江市、大野市、越前町、永平寺町 の施設で受入。（月～金 ８：30～17：30） １日2,000円、半日1,000円		子ども福祉課
子育て	□	在宅育児応援手当	月1万円	保育所に預けず在宅で育児している、世帯年収360万円未満かつ育児休業給付金未受給世帯の生後2カ月～満3歳未満で第2子以降の子ども1人に対し、月1万円を交付。		子ども福祉課
子育て	□	3人目保育料・副食費無料		第3子以降は無料（保育料・副食費） 第2子は所得に応じて無料（保育料）		保育課

令和5年度 支援制度一覧

市 町 名	坂井市
担当部署名	総合政策部移住定住推進課
電 話 番 号	0776・50・3034

区分	制度名		金額	内容	大学等 新卒者	所管課
その他	☐	坂井市新婚 ハピネス応援券・ハッピークー ポン券	30歳以下の夫婦1組当たり 10万円（商品券） 31歳以上の夫婦1組当たり 5万円（旅行券3万円・商品券2万円）	市内に住所があり、1年以上継続して居住することが見込まれる新婚夫婦に対して市内の加盟店で利用できる商品券や旅行券を交付。 ハピネス応援券対象世帯（以下のすべてに該当） ・令和4年12月21日以降に婚姻した夫婦 ・夫婦ともに坂井市に住所（住民登録）があること ・婚姻日において夫婦ともに30歳以下であること ・坂井市に一年以上継続して居住することが見込まれること ハッピークーポン券対象世帯（以下のすべてに該当） ・令和5年4月1日以降に婚姻した夫婦 ・夫婦ともに坂井市に住所（住民登録）があること ・婚姻日において「ハピネス応援券」の交付対象とならない夫婦であること ・坂井市に一年以上継続して居住することが見込まれること		結婚応援課
その他	☐	U25夫婦支援事業	1世帯当たり 10万円	新規に婚姻した世帯を対象に支援金を給付 対象世帯（以下のすべてに該当） ・令和5年4月1日以降に婚姻した夫婦 ・合計所得が500万円未満の夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ双方またはいずれかの年齢が25歳以下の夫婦 ・夫婦ともに坂井市に住所があること		結婚応援課
その他	☐	健康アプリ「歩こっさ+」		内容については、状況に応じ変更となる場合がございます。詳しくは各市町へご確認ください。		健康増進課
その他	☐	坂井市血液中アミノ酸濃度測定 検査費助成金	1人 6,000円 1人につき年1回	市内に住所を有する者が市内医療機関で実施したアミノ酸濃度測定検査費用の一部を助成。男性5種検査。女性6種検査。 1人当たり6,000円、1人につき年1回。		健康増進課
その他	☐	骨髄移植等の医療行為により再度の予防接種が必要な方への費用助成		骨髄移植等の医療行為により接種済みの予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の予防接種を受ける方に対して費用を助成		健康増進課